

## 原子力発電所の安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、原子力規制庁

原子力発電所再稼働の安全性を担保するため、以下の対策を講じられたい。

○再稼働に係る国及び地方自治体の権限や責任、同意を求める地方自治体の範囲、広域避難計画の承認など具体的な手続きを定めた法的枠組みの構築

○40年を超える高浜発電所1・2号機の再稼働に当たっては、国が審査において安全性を判断した内容を、府及び関係市町の理解が得られるまで説明を行うとともに、地域住民に対しても丁寧な説明の実施

○U P Z内市町はいずれも避難計画の策定義務があるにも関わらず、U P Z内市町と事業者との安全協定については、事業者の自主的な取組に任されており、立地自治体に隣接するかどうかで協定内容が異なっている。国が責任を持って、対象となる自治体の範囲、協定項目や基準を法令上明確に定めること

### 【現状・課題等】

- 立地県においても、法的に同意プロセスを定めたものがない。
- 京都府やU P Z内の市町が原子力発電所の再稼働に係る同意プロセスから除外されている。
- 同意を求める自治体の範囲、判断基準等を定めた法的枠組みを整備することが必要

京都府の担当課	危機管理部 原子力防災課(075-414-5614)
---------	----------------------------

### ■原子力発電所の再稼働状況

発電所名	経過年数	状況
高浜	1・2号機	1号機：44年 安全対策工事中(令和2年5月完了見込) 2号機：43年 安全対策工事中(令和3年1月完了見込)
	3・4号機	3号機：34年 平成29年6月再稼働 4号機：33年 平成29年5月再稼働
	1・2号機	1号機：廃止 2号機：廃止
	3・4号機	3号機：27年 平成30年3月再稼働 4号機：26年 平成30年5月再稼働

### ■安全協定等の締結状況

<高浜発電所>

対象自治体	締結内容	備考
隣接	安全協定書	平成27年2月 締結
京都府		平成4年1月 締結(平成27年2月覚書締結)
舞鶴市		平成3年12月 締結(平成27年2月確認書締結)
隣々接	通報連絡等協定書	平成29年10月 締結
綾部市		
福知山市		
隣々接	通報連絡等協定書	平成29年10月 締結
宮津市		
南丹市		
京丹波町		

※隣々接となる伊根町は、U P Z内であるにも関わらず協定等未締結

<大飯発電所>

対象自治体	締結内容	備考
隣接	安全協定書	平成29年8月 締結(令和元年5月 改定)
京都府		
綾部市		
隣々接	通報連絡等協定書	平成29年8月 締結(令和元年5月 改定)
南丹市		
舞鶴市		
隣々接	通報連絡等協定書	平成29年8月 締結(令和元年5月 改定)
京丹波町		
京都市		

### ■隣接・隣々接自治体における協定内容の違い

主な項目	隣接自治体 (安全協定書)	隣々接自治体 (通報連絡等協定書)
増設に係る建設計画及び重要な変更の事前報告	○	×
輸送計画の事前連絡	○	×
平常時の連絡	○	○
現地確認	○	×